

仮称土橋小学校新設計画に係る条例環境影響評価審査書及び鷺沼配水所プール跡地整備計画に係る自主的環境影響評価審査書の公告について（お知らせ）

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第25条の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

1 指定開発行為者

（1）仮称土橋小学校新設計画

- ・川崎市
川崎市長 阿部 孝夫
川崎市川崎区宮本町1番地

（2）鷺沼配水所プール跡地整備計画

- ・川崎市水道局
川崎市水道局長 持田 一成
川崎市川崎区宮本町1番地

2 指定開発行為の名称及び所在地

- ・仮称土橋小学校新設計画
川崎市宮前区土橋3丁目1番地1
- ・鷺沼配水所プール跡地整備計画
川崎市宮前区土橋3丁目1番地1

3 条例環境影響評価審査書公告年月日

平成16年2月20日（金）

4 問い合わせ先

- ・財団法人 川崎市まちづくり公社 建設部建築第1課
川崎市川崎区砂子1丁目2番地4
電話：044-211-3429
- ・川崎市教育委員会施設部計画課
川崎市川崎区宮本町1番地
電話：044-200-3271
- ・川崎市水道局総務部経営企画担当
川崎市川崎区宮本町1番地
電話：044-200-3181

（環境局環境評価室 担当）

電話 200-2156

仮称土橋小学校新設計画に係る条例環境影響評価

審査書及び鷺沼配水所プール跡地整備計画に係る

自主的環境影響評価審査書

(概要)

平成16年2月

はじめに

仮称土橋小学校新設計画（以下「指定開発行為」という。）は、川崎市（以下「指定開発行為者」という。）が宮前区土橋3丁目の鷺沼配水所プール跡地、面積約1.5ヘクタールの区域において、宮前区の過大規模校を解消し、良好な教育環境を提供するために、小学校を新設するものである。

一方、鷺沼配水所プール跡地整備計画（以下「本事業」という。）は、川崎市水道局（以下「事業者」という。）が宮前区土橋3丁目の鷺沼配水所のうち、面積約2.2ヘクタールのプール施設を解体・撤去するものである。

指定開発行為及び本事業（以下「両事業」という。）は、各々別の事業であるが、計画地が隣接し、双方が同時期に事業を実施する計画であり、建設時及び解体時等における周辺地域に及ぼす影響が互に関連することから、両事業の複合影響を関係住民に明らかにすることが極めて重要であるとして、両事業が環境に及ぼす影響を調査し、その予測・評価を行い、指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号。以下「条例」という。）に基づき当該指定開発行為に係る指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を平成15年10月3日に提出し、事業者は、条例第74条に基づき当該事業に係る自主的環境影響評価実施申出書及び自主的環境影響評価準備書（以下「自主的準備書」という。）を同日に提出した。また、併せて条例第40条に準じて両事業の手続きを併合して行うとして「指定開発行為及び自主的環境影響評価の併合届」を提出した。

川崎市は、この提出を受け、準備書及び自主的準備書を公告・縦覧したところ、市民等から意見書の提出があったことから、その写しを指定開発行為者及び事業者に送付した。市はこの意見に対する考え方を記載した条例見解書及び自主的環境影響評価見解書の提出を受け、これを公告・縦覧した。

本審査書は、これらの結果を踏まえ、準備書及び自主的準備書等の内容を総合的に審査し、作成したものである。

1 事業の概要

【 1 - 1 : 仮称土橋小学校新設計画 】

(1) 指定開発行為者

川崎市

川崎市長 阿部 孝夫

神奈川県川崎市川崎区宮本町 1 番地

(2) 指定開発行為の名称及び種類

・ 名称 : 仮称土橋小学校新設計画

・ 種類 : 都市計画法第 4 条第 1 2 項に規定する開発行為 (第 3 種行為)

(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則第 3 条に規定する別表第 1 の 1 に該当)

(3) 指定開発行為を実施する区域

・ 位置 : 川崎市宮前区土橋 3 丁目 1 番地 1

・ 区域面積 : 15,115 m²

・ 用途地域 : 第 2 種住居地域

(4) 計画の概要

ア 目的 : 小学校の建設

イ 土地利用計画

| | | |
|--------------|----------------------|-----------|
| ・ 校舎棟 | 3,280 m ² | (21.7%) |
| ・ プール・プール附属棟 | 1,088 m ² | (7.2%) |
| ・ グラウンド | 4,262 m ² | (28.2%) |
| ・ 体育倉庫 | 30 m ² | (0.2%) |
| ・ 飼育小屋 | 30 m ² | (0.2%) |
| ・ 通路 | 3,765 m ² | (24.9%) |
| ・ 緑地 他 | 2,615 m ² | (17.3%) |
| ・ ごみ置場 | 45 m ² | (0.3%) |

ウ 建築計画

・ 用途 : 小学校校舎、体育館、その他施設

・ 建築敷地面積 : 15,115 m²

・ 構造、規模 : 校舎 鉄筋コンクリート造、地上 4 階建て
高さ 19.52m

体育館 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上 2 階建て
(一部 3 階)

その他施設 鉄骨造、平屋

・ 建築面積 : 3,800 m² (建ぺい率 25.1%)

・ 延床面積 : 10,070 m² (容積率 66.6%)

【 1 - 2 : 鷺沼配水所プール跡地整備計画 】

(1) 事業者

川崎市水道局
川崎市水道局長 持田 一成
神奈川県川崎市川崎区宮本町 1 番地

(2) 事業の名称及び種類

- ・ 名称 : 鷺沼配水所プール跡地整備計画
- ・ 種類 : 川崎市環境影響評価に関する条例第74条に基づく自主的環境影響評価

(3) 事業を実施する区域

- ・ 位置 : 川崎市宮前区土橋 3 丁目 1 番地 1
- ・ 区域面積 : 21,751 m²
- ・ 用途地域 : 第 2 種住居地域

(4) 計画の概要

ア 目的 : プール施設の解体・撤去

2 審査結果及び内容

指定開発行為者及び事業者は、それぞれの工事の実施にあたっては、次の各項に掲げる審査の内容について遵守すること。ただし、個別事項のうち、大気質、騒音、振動、産業廃棄物、建設発生土、地域交通の各項目については、両事業共通であり、その他の項目については、指定開発行為にのみ適用する。

(1) 全般的事項

本指定開発行為は小学校を新設するものであり、また、本事業はプール施設の解体・撤去であり、両事業が工事中における騒音、振動、安全対策等について、近接する住宅等に対する生活環境上の配慮が求められることから、準備書及び自主的準備書等に記載した環境保全のための措置等を確実に遵守するとともに、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明を行い、環境影響に係る低減策、安全対策、問合せ窓口等について十分な周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械の稼動に伴うピーク時の敷地境界における二酸化窒素濃度の 1 時間値の最大値は 0.076ppm ~ 0.197ppm と予測し、中央公害対策審議会の短期暴露指針値 (0.1 ~ 0.2ppm) を満足するものの上限値に近い。また、浮遊粒子状物質濃度の 1 時間値の最大値は 0.059mg/立方メートル ~ 0.090mg/立方メートルと予測し、環境基準 (0.20mg/立方メートル以下) を満足するとしてい

るが、さらに可能な限り排出ガス対策型建設機械を使用し、建設機械稼働の平準化を図るなど、環境保全のための措置を講じることから、周辺地域へ著しい影響を及ぼすことはないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う車両ルートの子測地点における二酸化窒素濃度の年平均値は 0.030416ppm で寄与率は 1.37% となり、浮遊粒子状物質濃度の年平均値は 0.043168mg/立方メートルで寄与率は 0.96% と子測し、待機時のアイドリングの禁止など、環境保全のための措置を講じることから、周辺地域へ著しい影響を及ぼすことはないとしている。

工事に際しては、計画地及び工事用車両ルートが、住宅等に近接していることから、低公害型建設機械の使用、稼働の平準化、同時稼働の削減など、準備書等に記載した環境保全のための措置を図り、環境負荷の低減策を徹底すること。

イ 緑

(ア) 緑の質

本計画における植栽予定樹種は、計画地の環境特性に適合した樹種を選定し、植栽土壌の整備を含め、緑化を行う計画であることから、活力度の高い、充実した緑の形成が図られるとしているが、植栽にあたっては、時期、養生等について十分配慮すること。

(イ) 緑の量

緑化計画における緑被率は 15.2% で、地区別環境保全水準 (15.0%) を満足するとともに、樹木の健全な育成を図ることから、質的にも量的にも良好な環境を形成できるとしているが、新たに植栽する樹木等の適正な管理・育成に努めること。

(ウ) 植栽土壌

本計画では、採取可能な表土は極力植栽地に復元する計画で、不足分は良質な土壌による客土を行うほか、「川崎市緑化指針」に基づいた植栽を行う計画であることから、植物の生育にとって良好な基盤が整備されるとしているが、工事に際しては、採取する表土の確保と復元を確実に実施すること。

ウ 騒音

建設機械の稼働による騒音の子測結果は、74.5~77.8 デシベルと子測し、地区別環境保全水準 (85 デシベル以下) を下回っているが、さらに工事に際しては、低騒音型建設機械の使用など、環境保全のための措置を講じ、騒音の低減に努めることから、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

一方、工事ピーク時の道路交通騒音の予測結果は、67.3 デシベルで、環境基準（昼間 65 デシベル以下）を上回るが、現況が 65.5 デシベルと環境基準を上回っており、その増加量は 1.8 デシベルであることから、工事用車両の走行にあたっては、低速走行の厳守、車両の集中が発生しないよう運行管理を徹底するなど、環境保全のための措置を講じ、騒音の低減に努めることから、道路周辺の生活環境に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、工事用車両の騒音については、環境基準を超える状態で工事を実施することは望ましくないことから、工事用車両の集中を避ける配車計画及び運行管理の徹底を図るとともに、工事工程、作業時間等について、周辺住民等への周知に努めること。

エ 振 動

建設機械の稼働による振動の予測結果は、68.8～69.1 デシベルと予測し、地区別環境保全水準（75 デシベル以下）を下回っているが、低振動工法を採用するなど、環境保全のための措置を講じ、振動の低減に努めることから、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う振動の予測結果は、48.8 デシベルと予測し、振動感覚閾値（人が振動を感じ始めるとされるレベル通常 55 デシベル）を下回っているが、工事用車両の運行管理を徹底するなどの環境保全のための措置を講じ、振動の低減に努めることから、道路周辺の生活環境に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、住宅等が近接していることから、準備書等に記載の環境保全措置を徹底するとともに、振動対策について、周辺住民等への十分な周知を図ること。

オ 廃棄物

（ア）一般廃棄物

本計画の供用時に発生する一般廃棄物は、一日当たり約 60kg と予測し、市が許可する業者に委託し処理するが、さらにごみの発生量の減量化やリサイクルの推進に積極的に取り組んでいくことから、周辺の環境に著しい影響を及ぼさないとしており、その評価は概ね妥当である。

（イ）産業廃棄物

本計画の建設時に発生する産業廃棄物については、コンクリートの路盤材、建設発生木材のチップ材としての利用など資源の再利用や減量化を図り、それが困難なものについては適正に処理する計画であることから、周辺の環境に著しい影

響を及ぼさないとしているが、廃棄物の再利用や減量化については、積極的な取り組みに努めること。

(ウ) 建設発生土

本計画の建設発生土については、指定開発行為が約 3,250 立方メートル、本事業が約 7,300 立方メートルと予測し、極力計画地内での再利用を図り、それが困難な場合は適正に処理することから、周辺の環境に著しい影響を及ぼさないとしており、その評価は概ね妥当である。

カ 景 観

本計画は、住宅地に面する敷地境界から極力後退させ、計画地周辺に植栽を施し、計画建物のデザイン、色彩等を配慮することから、計画地周辺の景観に違和感を与えることはなく、周辺環境との調和は保たれるものとしているが、構造物が建築され、新たな景観が創出することから、外壁の色彩、デザイン等について、関係部署と協議すること。

キ 日照障害

本計画は、建築基準法及び川崎市建築基準条例に定める日影規制に適合したものであり、さらに、地盤面においても、1棟が1時間から2時間未満の日影の影響を受けるが、大半の建物は1時間未満であり、日影時間が2時間を越える建物はないことから、周辺の建物に対して著しい影響を及ぼすことはないとしているが、影響を受ける住民に対しては、その影響の程度について説明すること。

ク 電波障害

本計画に伴うテレビ受信障害に対しては、障害の実態を調査、確認の上、受信アンテナの改善または共同受信装置の設置等により、原状回復の措置を講じる。また、原状回復措置の方法、時期、範囲及び措置後の維持管理については、関係者と十分な協議を行い、良好な画像の維持を図るとしているが、障害が発生したときの連絡窓口を明らかにするとともに、関係住民への周知を図ること。

ケ 地域交通（交通混雑及び交通安全）

交通混雑については、工事中の工事用車両ルートにおける予測地点の交差点飽和度は 0.396 と予測し、交差点における交通の処理が可能とされる 0.9 を下回っており、交通処理に支障が生じないとしている。また、予測地点における交差点断面の増加率は 1.0% 程度と予測し、交通流への一般車両に与える影響は小さいとしている。

交通安全については、工事用車両ルートとなる市道 67 号線には、両側にマウンドアップされた歩道が設置されているが、歩行者のピーク時間帯は大型車の走行を行わない計画である。また、工事区域の出入口に交通整理員の配置、走行ルートや運行時間帯等の周知、運転者への安全教育の徹底等、歩行者の安全確保や交通の円滑化のための措置を講ずることにより、歩行者の安全は確保できるとしている。

しかしながら、工事に際しては、事前に周辺住民に対し、工事車両ルートや工事内容の説明を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について、周知すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

準備書等に記載した「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」、「エネルギー」の各項目における環境保全のための措置については、その積極的な取り組みが望まれる。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続き経過

| | |
|------------------|---------------------------------|
| 平成 15 年 10 月 3 日 | 指定開発行為実施届、自主的環境影響評価実施申出書及び併合届受理 |
| 10 月 21 日 | 条例環境影響評価準備書及び自主的環境影響評価準備書縦覧公告 |
| 10 月 21 日 | 条例環境影響評価準備書及び自主的環境影響評価準備書縦覧開始 |
| 12 月 4 日 | 縦覧終了 縦覧者 13 名 |
| 12 月 4 日 | 意見書の締切り 意見書の提出 1 名 |
| 12 月 12 日 | 指定開発行為者及び事業者あて意見書写しの送付 |
| 12 月 17 日 | 条例見解書及び自主的環境影響評価見解書受理 |
| 平成 16 年 1 月 6 日 | 条例見解書及び自主的環境影響評価見解書縦覧公告 |
| 1 月 6 日 | 条例見解書及び自主的環境影響評価見解書縦覧開始 |
| 2 月 4 日 | 縦覧終了 縦覧者 6 名 |